



証券コード 1899

株式会社 **福田組**

第98回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 新潟市中央区万代五丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
3階「飛翔の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議 案 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

議決権行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後5時30分まで

ご出席の株主さま向けのお土産のご用意は
ございませんので、予めご了承ください。

株主の皆さまへ



代表取締役社長
荒明 正紀

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第98回定時株主総会の招集ご通知をご案内申し上げます。

当期の建設業界は、防災、減災対策のため確保された公共投資予算や好調な企業業績を背景に民間の設備投資が旺盛だったことを受けて、建設需要は堅調に推移いたしました。一方で2024年4月より時間外の上限規制が適用され、人手不足の問題はより深刻化しており、大きな課題として残っております。

このような事業環境のもと、当社グループの中核企業である当社は「持続的かつ安定的な成長」を実現すべく、「長期ビジョン2025」および「中期経営計画2025」を振り返り、次の段階へ進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年3月

フクダグループスピリット

100年先も誠実

フクダグループの誠実とは、かけがえのない人を愛するように、誠心誠意尽くすことである。

誠実を貫き、大切な人たちとの強いきずなをつくりあげ、そのいのちと暮らしを守る。

我々はグループの総力を結集し、この使命を果たし、100年先もつなげて行く。

株 主 各 位

証券コード 1899
電子提供措置の開始日 2025年3月4日
発送日 2025年3月11日
新潟市中央区一番堀通町3番地10

株式会社 **福田組**

代表取締役社長 **荒明 正紀**

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第98回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.fkd.co.jp/news/category/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後5時30分までに【議決権行使についてのご案内】にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	新潟市中央区万代五丁目11番20号 ANAクラウンプラザホテル新潟 3階「飛翔の間」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第98期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第98期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
4. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
5. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ③連結計算書類の「連結注記表」
 - ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑤計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
6. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日 時

2025年3月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示のうえ、切手を貼らずに
ご投函ください。

行使期限

2025年3月26日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対
する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

ログイン用QRコード

〇〇〇〇〇〇〇〇

見本

※本票は現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

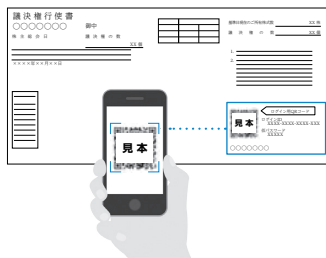
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株式会社デンソーウェーブ 株式会社

議決権行使方法の案内

第1回定時総会
開催日：平成30年5月31日
株主番号：1000000
1行でできる議決権の数：10個

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを希望いたします。当議決権行使ボタンをタップして次の画面におすすみください。

会社情報と全ての議決権を登録。株主情報と全ての議決権を登録とされる場合

議決権行使へ

会社情報、および株主情報と議決権について個別に登録も入られる場合

議決権行使へ

議決権行使

議決権行使(戻る)

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)(以下、本議案において「取締役」といいます。)9名は任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定しております。
なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位および担当等	属 性
1	ふく だ かつ ゆ き 福田 勝之	代表取締役会長 執行役員会長	再 任
2	あら あ き ま さ の り 荒明 正紀	代表取締役社長 執行役員社長	再 任
3	や ま が ゆ た か 山賀 豊	取締役 常務執行役員（建築部長 兼 タイフクダ担当）	再 任
4	さい とう ひ で あ き 齋藤 秀明	取締役 常務執行役員（新潟本店長）	再 任
5	おお つ か し ん い ち 大塚 進一	取締役 常務執行役員（東京本店長）	再 任
6	す な だ し ゅ う い ち 砂田 修一	取締役 執行役員（土木部長）	再 任
7	お み と し お 小見 年雄	取締役 執行役員（管理部長 兼 内部統制担当 兼 IR担当 兼 開発事業担当）	再 任
8	え い づ か じ ゅ う ま つ 永塚 重松	社外取締役	再 任 社 外 独 立
9	う え は ら さ ゆ り 上原 小百合	社外取締役 (株)テレビ新潟放送網 取締役経営推進本部長 兼 グループ会社統括 (株)TeNYサービス 代表取締役社長	再 任 社 外 独 立
再 任	再任取締役候補者	社 外	社外取締役候補者 独 立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふくだ かつゆき

福田 勝之

(1955年8月25日生)

所有する当社の株式数…………… 232,875株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1979年4月	㈱日本興業銀行入行	2003年5月	福田道路㈱代表取締役会長
1990年3月	福田道路㈱入社	2005年3月	当社代表取締役社長、執行役員社長
1997年3月	同社代表取締役社長	2009年3月	当社代表取締役会長、執行役員会長（現任）
2003年3月	当社入社、代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

福田勝之氏は、1979年に㈱日本興業銀行に入行し、1990年に福田道路㈱に入社、その後同社での代表取締役社長を経て、2003年に当社代表取締役社長、2009年には代表取締役会長に就任いたしました。同氏は金融機関において培った経験と、企業経営者としての豊富な経験・知識を有しております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

あらあき まさのり

荒明 正紀

(1959年1月24日生)

所有する当社の株式数…………… 3,600株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1982年4月	当社入社	2017年1月	当社常務執行役員営業本部長
2002年1月	当社新潟本店管理部長	2017年3月	当社取締役、常務執行役員営業本部長 兼 建設企画部長 兼 法人営業担当
2011年1月	当社執行役員統括事業本部副本部長 兼 事業管理部長	2019年3月	当社代表取締役社長、執行役員社長（現任）
2015年3月	当社常務執行役員東北支店長		

取締役候補者とした理由

荒明正紀氏は、当社において長年にわたり管理業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東北支店長等の要職を歴任し、2017年に取締役常務執行役員、2019年には代表取締役社長に就任し、当社経営を担っております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

や ま が ゆ た か
山賀 豊

(1962年10月22日生)

所有する当社の株式数.....

1,700株

再 任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1981年 4 月	当社入社	2020年 1 月	当社執行役員建築部副部長
2015年 1 月	当社九州支店建築部担当部長 兼 九州支店建築部九州サービスセンター センター長	2021年 3 月	当社取締役、執行役員建築部長
		2022年 3 月	当社取締役、常務執行役員建築部長
		2024年 3 月	当社取締役、常務執行役員建築部長 兼 タイフクダ担当（現任）

取締役候補者とした理由

山賀豊氏は、当社において長年にわたり建築業務に責任ある立場で携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、九州支店建築部担当部長等の要職を歴任し、2021年に取締役執行役員、2022年には取締役常務執行役員に就任し、当社経営を担っております。当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

さい とう ひ で あ き
齋藤 秀明

(1960年 4 月14日生)

所有する当社の株式数.....

1,400株

再 任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1984年 4 月	当社入社	2020年 1 月	当社執行役員土木部副部長
2016年 1 月	当社新潟本店土木部担当部長	2020年 3 月	当社取締役、執行役員土木部長
2018年 1 月	当社東京本店土木部長	2022年 3 月	当社取締役、常務執行役員土木部長
2019年 1 月	当社東京本店副本店長 兼 東京本店土木部長	2024年 1 月	当社取締役、常務執行役員新潟本店長（現任）

取締役候補者とした理由

齋藤秀明氏は、当社において長年にわたり土木業務に責任ある立場で携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東京本店副本店長等の要職を歴任し、2020年に取締役執行役員、2022年には取締役常務執行役員に就任し、当社経営を担っております。当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

おおつか しんいち

大塚 進一 (1962年6月25日生)

所有する当社の株式数..... 1,600株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1985年 4 月	当社入社	2017年 1 月	当社上席執行役員東北支店長
2009年 7 月	当社審査部長	2019年 3 月	当社取締役、執行役員東京本店長
2011年 1 月	当社執行役員管理本部経営企画部長	2022年 3 月	当社取締役、常務執行役員東京本店長（現任）
2012年 3 月	当社上席執行役員管理本部経営企画部長		

取締役候補者とした理由

大塚進一氏は、当社において長年にわたり管理業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東北支店長等の要職を歴任し、2019年から取締役執行役員として当社経営を担っております。当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

すなだ しゅういち

砂田 修一 (1964年5月1日生)

所有する当社の株式数..... 1,100株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1987年 4 月	当社入社	2020年 1 月	当社土木部工務部担当部長
2017年 1 月	当社東北支店土木部副部長	2020年 3 月	当社執行役員土木部副部長
2018年 1 月	当社東北支店土木部担当部長	2024年 1 月	当社上席執行役員土木部長
		2024年 3 月	当社取締役、執行役員土木部長（現任）

取締役候補者とした理由

砂田修一氏は、当社において長年にわたり土木業務に責任ある立場で携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東北支店土木部担当部長等の要職を歴任し、2024年から取締役執行役員として当社経営を担っております。当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

小見 年雄 (1966年12月31日生)

所有する当社の株式数..... 700株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1989年 4 月	当社入社	2023年 3 月	当社取締役、執行役員管理部長 兼 内部統制担当 兼 I R 担当 兼 開発事業担当 兼 タイフクダ担当
2014年 4 月	当社東北支店管理部担当部長		
2017年 1 月	当社経営企画部担当部長	2024年 3 月	当社取締役、執行役員管理部長 兼 内部統制担当 兼 I R 担当 兼 開発事業担当 (現任)
2021年 3 月	執行役員管理部副部長 兼 経営企画部長		

取締役候補者とした理由

小見年雄氏は、当社において長年にわたり管理業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、経営企画部長等の要職を歴任し、2023年から取締役執行役員として当社経営を担っております。当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

永塚 重松 (1958年4月2日生)

所有する当社の株式数..... 100株

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1981年 4 月	(株)第四銀行(現 (株)第四北越銀行)入行	2022年 6 月	北越カード(株)代表取締役社長
2017年 6 月	同行常務取締役	2023年 3 月	当社社外取締役 (現任)
2020年 6 月	第四ジェーシーピーカード(株)および 第四ディーシーカード(株)代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に期待される役割

永塚重松氏は、金融機関での経営者としての経験から豊富な知識・経験・能力を有しており、当社の社外取締役に就任後は、これらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただいております。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

候補者番号

9

う え は ら
上原

さ ゆ り
小百合

(1964年6月21日生)

所有する当社の株式数…………… 300株

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1988年 4 月	(株)テレビ新潟放送網入社	2022年 6 月	同社取締役経営推進本部長 兼 経営推進局長
2020年 7 月	同社経営推進本部経営企画局長 兼 働き方改革推進室長	2023年 3 月	当社社外取締役（現任）
2021年 6 月	(株)TeNYサービス取締役	2023年 6 月	(株)テレビ新潟放送網取締役経営推進本部長 兼 グループ会社統括（現任）
2022年 4 月	(株)テレビ新潟放送網執行役員経営推進本部 経営推進局長	2023年 6 月	(株)TeNYサービス代表取締役社長（現任）

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に期待される役割

上原小百合氏は、企業経営者としての経験から豊富な知識、経験、能力を有しており、当社の社外取締役に就任後は、これらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただいております。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永塚重松氏および上原小百合氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 永塚重松氏および上原小百合氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、永塚重松氏および上原小百合氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、1年ごとに契約を更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位および担当等	属 性
1	いわさき かつひこ 岩崎 勝彦	取締役常勤監査等委員	再 任
2	なか た よしなお 中田 義直	社外取締役監査等委員 中田義直税理士事務所 税理士	再 任 社 外 独 立
3	わ か つ き よしひろ 若槻 良宏	社外取締役監査等委員 弁護士法人青山法律事務所 代表社員弁護士 (株)セイビョー社外取締役(監査等委員)	再 任 社 外 独 立

再 任	再任取締役候補者	社 外	社外取締役候補者	独 立	証券取引所等の定めに基づく独立役員
-----	----------	-----	----------	-----	-------------------

候補者番号

1

いわさき
岩崎

かつひこ
勝彦

(1962年12月13日生)

所有する当社の株式数…………… 1,900株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1985年 4 月	当社入社	2020年 1 月	当社執行役員管理部副部長
2011年 1 月	当社東京本店管理部担当部長	2021年 3 月	当社取締役、執行役員管理部長 兼 内部統制担当 兼 I R担当 兼 開発事業担当
2016年 1 月	当社法務審査部長	2022年 3 月	当社取締役、執行役員管理部長 兼 内部統制担当 兼 I R担当 兼 開発事業担当 兼 タイフクダ担当
2017年 1 月	当社執行役員管理部総務人事部長 兼 管理部総務人事 部法務審査部長	2023年 3 月	当社取締役、常勤監査等委員 (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

岩崎勝彦氏は、当社において取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社全般に関する豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして客観的および中立的な立場から意見を述べ、監査等委員である取締役としての職責を適切に遂行できるものと判断させていただいたことから、監査等委員である取締役候補者として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なかた
中田

よしなお
義直

(1955年 4 月29日生)

所有する当社の株式数…………… 800株

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1979年 4 月	関東信越国税局採用	2015年 7 月	所沢税務署長
1996年 7 月	国税庁長官官房人事課総務係長	2016年 8 月	税理士登録 東京税理士会渋谷支部
2006年 7 月	国税庁長官官房関東信越派遣国税庁監察官	2016年 8 月	中田義直税理士事務所税理士 (現任)
2009年 7 月	佐渡税務署長	2017年 3 月	当社社外取締役
		2023年 3 月	当社社外取締役、監査等委員 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および選任された場合に期待される役割

中田義直氏は、2017年より社外取締役、2023年には監査等委員である社外取締役に就任しています。国税局出身の税理士として豊富な知識、経験、能力を有しており、取締役会や監査等委員会において、専門的な知識を背景として適切な意見を表明いただいております。今後も取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

候補者番号

3

わかつき

若槻

よしひろ

良宏

(1974年2月19日生)

所有する当社の株式数

0株

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

2000年 4 月	砂田徹也法律事務所入所	2017年 4 月	新潟大学法学部准教授
2003年 4 月	新潟青山法律事務所代表弁護士	2018年 5 月	(株)セイヒョー社外監査役
2006年 4 月	新潟県弁護士会副会長	2020年 3 月	(株)スノーピーク社外取締役(監査等委員)
2008年10月	新潟大学大学院実務法学研究科准教授	2021年 4 月	新潟県弁護士会会長
2014年 3 月	弁護士法人新潟青山(現弁護士法人青山法律事務所) 代表社員弁護士 (現任)	2022年 5 月	(株)セイヒョー社外取締役(監査等委員) (現任)
		2023年 3 月	当社社外取締役、監査等委員 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および選任された場合に期待される役割

若槻良宏氏は、2023年より監査等委員である社外取締役に就任しています。弁護士として豊富な知識、経験、能力を有しており、取締役会や監査等委員会において、専門的な知識を背景として適切な意見を表明いただいております。今後も取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中田義直氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役にあり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。また、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年となります。
3. 若槻良宏氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役にあり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 中田義直氏および若槻良宏氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当社と岩崎勝彦氏、中田義直氏および若槻良宏氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、1年ごとに契約を更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

(ご参考)

本総会において、議案が原案どおり承認可決された場合の取締役、および監査等委員である取締役が有する専門性と経験

氏名	企業 経営	財務 会計	法務 リスク	土木 事業	建築 事業	営業 マーケティング	人事 人材	技術 IT
福田 勝之	●					●	●	
荒明 正紀	●	●				●	●	
山賀 豊					●			●
齋藤 秀明				●		●		●
大塚 進一	●	●	●			●		●
砂田 修一				●				●
小見 年雄	●	●						
永塚 重松	●	●				●	●	
上原 小百合	●						●	
岩崎 勝彦		●	●				●	●
中田 義直		●	●				●	
若槻 良宏			●				●	

※上記一覧は、取締役および取締役候補者が有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであり、敦井一友氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

氏 名	現在の地位等	属 性
-----	--------	-----

つる い か ず と も
敦井 一友

敦井産業(株) 代表取締役社長
北陸瓦斯(株) 代表取締役社長
(株)第四北越銀行 社外取締役（監査等委員）

社外 独立

社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

つるい かずとも
敦井 一友 (1971年10月27日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

社外

独立

【略歴、地位および重要な兼職の状況】

1995年 4 月	通商産業省（現経済産業省）入省	2012年 6 月	北陸瓦斯㈱代表取締役副社長
2004年 6 月	敦井産業㈱常務取締役	2015年 6 月	セコム上信越㈱取締役
2006年 6 月	北陸瓦斯㈱取締役	2017年 4 月	北陸瓦斯㈱代表取締役社長（現任）
2011年 6 月	敦井産業㈱代表取締役社長（現任）	2022年 6 月	㈱第四北越銀行社外取締役（監査等委員）（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

敦井一友氏は、企業経営者としての経験から、豊富な経験と高い見識を有しており、これらを活かして客観的および中立的な立場から社外取締役としての職責を適切に遂行できるものと判断させていただいたことから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 敦井一友氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、敦井一友氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。敦井一友氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、デフレ脱却に向けて着実に前進し始めております。特に、企業の賃上げは引き続き高い水準を維持しており、このような所得環境の改善から、個人消費は緩やかに持ち直しを見せております。また、脱炭素化投資や、労働生産性向上に向けたDX、省力化投資の拡大も追い風となり、今後の景況は内需主導のもと、堅調に推移していくものと思われます。一方で、米国のトランプ新大統領の就任のもと、保護主義的な貿易政策により、関税の引き上げを始めとした強硬な外交姿勢が、世界的なサプライチェーンの混乱を招きかねず、今後の我が国を含めた世界経済の不透明感は払拭し切れないものとなっております。

建設業界におきましては、就業者数が年々減少していることに加え、業界全体の多くを占める高齢技能者が数年後の引退を控えていることから、人手不足への早急な対応が今後の大きな課題となっております。また、国を挙げた適正な価格転嫁への取り組みが奏功し、市場価格を反映した適正な請負代金の設定が業界全体でなされ始めているものの、建設コストは依然として上昇が続いており、労務・資材調達のための競争は激しさを増しております。

このような情勢から、当社グループの受注環境におきましては、民間の大型案件の受注が先送りとなり、通期の受注高は連結予想を下回る結果となりました。一方で、経営成績におきましては、手持ち工事の中断や進捗の遅延が発生すること無く順調に進捗出来た点や、採算性の高い工事物件が完成したこと等により、売上高、ならびに各利益とも通期業績予想を上回る結果となりました。なお、当期の連結経営成績は次の通りとなりました。

売上高においては、不動産の販売事業、ならびに前期から繰り越された大型民間建築工事等の進捗が順調に推移していることから、前期比2.7%増の1,665億円余となりました。売上総利益においては、手持ち工事が順調に進捗した点や、大型開発物件の引渡しにより不動産事業売上高が増加したことから、前期比19.1%増の178億円余となりました。営業利益は、賃上げに伴う人件費の増加や、不動産販売に伴う販売費の増加により、販売費及び一般管理費は前期比で増加が見られたものの、売上総利益の増加幅が大きかったことから、前期比47.3%増の76億円余となりました。経常利益は、受取配当金の増加などにより、前期比45.2%増の79億円余となり、税金等調整前当期純利益においては、投資有価証券評価損が増加したものの、減損損失が減少したことや、訴訟損失引当金戻入額を計上したことから、前期比50.6%増の78億円余となりました。親会社株主に帰属する当期純利益においては、増益に伴い法人税、住民税及び事業税は増加したものの、税金等調整前当期純利益の増加幅が大きかったことから、前期比56.8%増の53億円余となりました。

なお、当連結会計年度の受注高においては、前期に受注した大型開発物件の反動減や、民間建築における大型案件の先送りから、前期比5.2%減の1,634億円余となりました。

当連結会計年度の事業の状況

	2023年度 (第97期)	2024年度 (第98期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	162,243	166,589	2.7%増
営業利益	5,205	7,665	47.3%増
経常利益	5,478	7,957	45.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	3,386	5,309	56.8%増

なお、当社個別の当事業年度の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の当事業年度の受注高・売上高・繰越高

区分		前期繰越高 (百万円)	当期受注高 (百万円)	当期売上高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)
建設事業	建築	74,771	72,885	70,197	77,459
	土木	37,812	21,087	24,223	34,676
	計	112,584	93,972	94,420	112,135
不動産事業		9,352	1,101	4,001	6,452
合計		121,936	95,073	98,422	118,588

受注高におきましては、前期比9.4%減の950億円余となり、その内訳は、建設事業が前期比4.7%減の939億円余、不動産事業が前期比82.5%減の11億円余でございます。建設事業を建築土木内訳別に見ますと、建築工事は前期比4.7%減の728億円余で構成比は77.6%、土木工事は前期比4.6%減の210億円余で構成比は22.4%となりました。また、発注者別では、官公庁工事は前期比16.3%減の153億円余で構成比は16.3%、民間工事は前期比2.0%減の786億円余で構成比は83.7%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

大和ハウス工業株式会社

新潟機械株式会社

北関東防衛局

東京都下水道局

(仮称) 江東区有明1丁目計画新築工事 (商業棟)

新潟機械株式会社桃山工場新築工事

入間 (5) 給水施設等整備土木その他工事

空堀川上流雨水幹線取水人孔工事

売上高におきましては、建設事業は前期比2.0%減の944億円余、不動産事業は前期比721.0%増の40億円余で、全体として前期比1.6%増の984億円余でございます。建設事業を建築土木内訳別に見ますと、建築工事74.3%、土木工事25.7%となりました。また、発注者別では、官公庁工事16.2%、民間工事83.8%でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

株式会社相鉄アーバンクリエイツ	(仮称) ゆめが丘大規模集客施設新築工事
イオンモール株式会社	レイクタウンアウトレット 増床活性化 建築・設備工事
船橋市	上長津川1号幹線管渠築造工事
東日本旅客鉄道株式会社 上信越建設プロジェクトマネジメントオフィス	上信工工29第16号 信越線新潟駅付近高架化笹口工区3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は16億円余であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2024年9月30日に取引金融機関8社と期間1年の協調融資枠（シンジケート方式によるコミットメントライン）を50億円で更新設定しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

①当社グループの財産および損益の状況

区分		2021年度 (第95期)	2022年度 (第96期)	2023年度 (第97期)	2024年度 (当連結会計年度) (第98期)
受注高	(百万円)	147,346	170,020	172,365	163,487
売上高	(百万円)	179,846	154,358	162,243	166,589
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,864	3,650	3,386	5,309
1株当たり当期純利益	(円)	688.16	428.24	400.08	641.55
総資産	(百万円)	130,755	134,351	136,731	142,814
純資産	(百万円)	76,412	78,504	80,333	85,407
1株当たり純資産額	(円)	8,889.69	9,127.46	9,624.30	10,228.06

- (注) 1. 第97期は、民間建築工事件等を中心とした受注高が前期と比べて増加していることや、工事進捗が順調に推移していることなどから、売上高は前期を上回りました。利益面につきましては、建設コストの上昇や、低採算工事の発生などの影響による粗利益率の低下により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回り、33億円余となりました。
2. 第98期（当連結会計年度）は、不動産の販売事業、ならびに前期から繰り越された大型民間建築工事等の進捗が順調に推移していることから、売上高は前期を上回りました。利益面につきましては、価格転嫁に伴う適正な請負代金の設定により工事利益率が改善したことや、不動産事業売上高が増加したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回り、53億円余となりました。

②当社の財産および損益の状況

区分		2021年度 (第95期)	2022年度 (第96期)	2023年度 (第97期)	2024年度 (当事業年度) (第98期)
受注高	(百万円)	84,442	104,784	104,884	95,073
売上高	(百万円)	113,113	88,194	96,834	98,422
当期純利益	(百万円)	4,541	3,295	2,068	3,353
1株当たり当期純利益	(円)	532.96	386.57	244.36	405.29
総資産	(百万円)	79,165	82,834	85,170	88,801
純資産	(百万円)	47,612	49,917	49,992	52,773
1株当たり純資産額	(円)	5,586.26	5,853.80	6,042.73	6,375.62

- (注) 1. 第97期は、大規模商業施設の建設および改修工事を中心に、順調に工事進捗が図られたことで、売上高は前期を上回りました。利益面につきましては、建設コストの上昇や、低採算工事の発生などの影響による粗利益率の低下により、当期純利益は前期を下回り、20億円余となりました。
2. 第98期（当事業年度）は、完成工事高自体は減少したものの、大型の不動産販売事業でカバーできたことから、売上高は前期を上回りました。利益面につきましては、価格転嫁に伴う適正な請負代金の設定により工事利益率が改善したことや、不動産事業売上高が増加したことから、当期純利益は前期を上回り、33億円余となりました。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
福田道路(株)	2,000	100	舗装および土木建築工事の請負および設計監理
(株)興和	93	100	さく井、ボーリング工事の請負 地下調査等の受託
フクダハウジング(株)	24	100	住宅等の建築工事請負ならびに建築物・施設の維持管理、 運営代行 不動産の売買および仲介
(株)レックス	80	100	道路等の維持管理業務の受託 舗装・造園緑化工事等の請負ならびに設計監理
福田アセット&サービス(株)	40	100	不動産の販売、賃貸および仲介
(株)新潟造園土木	30	100	造園工事業、土木工事業
福田リニューアル(株)	100	100	建築工事の請負、企画、設計、監理 建物増改築の請負、企画、設計、監理
北日本建材リース(株)	30	70	建設工事用仮設材の売買・賃貸・修繕および仮設工事の請負
(株)リアス	40	100	地盤改良および汚染土壌対策に関する工事の企画、設計、施工、監理およびコンサルティング業務

(注) 議決権比率欄は、間接保有割合を含めて記載しております。

(4) 対処すべき課題

今後の建設業界におきましては、海外経済や建設コストの動向など先行きに不確実性が高まっているものの、好調な企業業績や政府の省エネ対策などに係る補助金政策等を受け、民間の設備投資需要は増加が見込まれます。また、政府の2025年当初予算案及び2024年度補正予算において、防災や減災、国土強靱化のための建設事業予算は引き続き確保されており、公共投資も堅調に推移することが期待されます。

一方で他の産業と比較しても、建設業界の高齢化は顕著にあらわれています。労働人口の減少は一層深刻化しており、労働環境の改善による若年層の入職や定着、生産性の更なる向上や効率化など、迅速に推し進めていく必要があります。

このような事業環境に対応すべく、今年度は「一人ひとりが『誠実』と『創造力』で『付加価値』を～持続的成長企業へ～」を経営スローガンに掲げ、「数値目標シナリオの達成」、「労働災害・不具合再発防止の徹底」、「働き方改革の定着」そして「働きやすい環境づくりと人材育成の強化」の4つの重点実行項目を確実に実施いたします。

そして当社は、中期経営計画かつ長期ビジョンの最終年度を迎えます。計画策定時に予想していた速さを超えて外部環境の変化は進んでおりますが、後述の中期経営計画の中でお示ししている5つの基本方針は、当社が持続的に成長していくために一つも欠かすことのできないものです。地域に根差し、地域を超えてサステナブルな成長を実現し、『100年先も誠実』であり続けるために、積み残した課題に取り組み、本計画を一步でも前に進めることで次の段階へ繋げてまいります。

マルチ・ステークホルダーの満足の実現と更なる企業価値の向上を目指し、グループ一丸となって努めてゆく所存でございますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画2025 基本方針

- 1. 主要事業（建設・不動産）の進化と深化～再強化と可能性の追求～**
- 2. フクダグループによる誠実ブランドの確立～信頼による営業力の強化～**
- 3. 安全と品質の強化と徹底**
- 4. 人財の充実と成長～組織を支える多様な基盤の整備～**
- 5. 企業価値向上のためのESG経営**

業績目標

項 目	2024年12月期実績	2025年12月期計画	(参考) 中期経営計画2025 2025年12月期計画
売上高	1,665億円	1,670億円	1,850億円
営業利益	76億円	60億円	84億円
売上高営業利益率	4.6%	3.6%	4.5%

経営数値

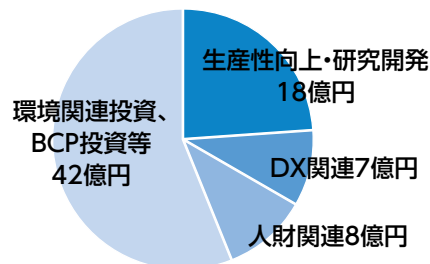
項 目	2024年12月期実績	(参考) 中期経営計画2025 2025年12月期計画
自己資本比率	59.3%	50.0%
ROE	6.5%	8.0%程度
配当性向	31.2%	20.0%以上

株主還元方針

- ・企業価値の向上に向けて、積極的な成長投資や財務体質の強化を図るとともに、継続的、且つ、安定配当を基本方針とする。
- ・株主還元策の積極化を目指す。

投資計画

- 次の100年での持続的成長を見据え、4年間で75億円規模を投資し、『質』の充実を図る。
- 資本コストを意識した資金の活用を検討していく。



※詳細は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fkd.co.jp/>）に掲載しております。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、建設事業および不動産事業を主な事業内容としております。

主要な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者「（特－１）第3057号」として国土交通大臣許可を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「（13）第2341号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(6) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

①当社

本社 新潟市中央区一番堀通町3番地10
本店 新潟（新潟市中央区）、東京（東京都千代田区）
支店 東北（仙台市青葉区）、名古屋（名古屋市中区）、大阪（大阪市北区）
九州（福岡市博多区）、中越（新潟県長岡市）、北海道（札幌市中央区）

②主要な子会社

福田道路(株)（新潟市中央区）、(株)興和（新潟市中央区）、フクダハウジング(株)（新潟市中央区）
(株)レックス（新潟市中央区）、福田アセット&サービス(株)（新潟市中央区）、(株)新潟造園土木（新潟市東区）
福田リニューアル(株)（東京都千代田区）、北日本建材リース(株)（新潟市北区）、(株)リアス（東京都北区）

(7) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,215名	増減なし

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
850名	11名減	43.7歳	17.3年

(注) 当社グループおよび当社の従業員数には臨時従業員（派遣社員およびパートタイマー等）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	681百万円
株式会社第四北越銀行	292百万円
巢鴨信用金庫	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
 ② 発行済株式の総数 8,372,422株（自己株式615,689株を除く。）
 ③ 株主数 7,749名（前期末比461名増）
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	708	8.5
（公財）福田育英会	688	8.2
福田 直美	431	5.2
(株)第四北越銀行	375	4.5
小沢 和子	321	3.8
福田石材(株)	286	3.4
福田組共栄会	281	3.4
福田 勝之	232	2.8
福田 浩士	231	2.8
本庄 裕子	178	2.1

- (注) 1. 当社は、自己株式615,689株を保有しておりますが、上記の大株主（上位10名）から除いております。
 2. 持株比率は自己株式（615,689株）を控除して計算しております。なお、当該自己株式数は、「株式給付信託（J－E S O P）」および「役員株式給付信託（B B T）」制度の信託財産として、(株)日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（95,100株）が含まれておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 （監査等委員および社外取締役を除く。）	—	—

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	福田 勝之	執行役員会長
代表取締役社長	荒明 正紀	執行役員社長
取締役	山賀 豊	常務執行役員（建築部長 兼 タイフクダ担当）
取締役	齋藤 秀明	常務執行役員（新潟本店長）
取締役	大塚 進一	常務執行役員（東京本店長）
取締役	砂田 修一	執行役員（土木部長）
取締役	小見 年雄	執行役員（管理部長 兼 内部統制担当 兼 I R 担当 兼 開発事業担当）
取締役	永塚 重松	
取締役	上原 小百合	(株)テレビ新潟放送網 取締役 経営推進本部長 兼 グループ会社統括 (株)TeNYサービス 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	岩崎 勝彦	
取締役 (監査等委員)	中田 義直	中田義直税理士事務所 税理士
取締役 (監査等委員)	若槻 良宏	弁護士法人青山法律事務所 代表社員弁護士 (株)セイヒョー社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 永塚重松および上原小百合の両氏は、社外取締役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員） 中田義直および若槻良宏の両氏は、社外取締役（監査等委員）であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（常勤監査等委員） 岩崎勝彦氏は、当社の財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員） 中田義直氏は、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために岩崎勝彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 永塚重松および上原小百合の両氏、ならびに取締役常勤監査等委員 岩崎勝彦、社外取締役監査等委員 中田義直および若槻良宏の各氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および連結子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用を填補することとしており、1年ごとに契約を更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合等は填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①役員報酬等の額の決定に係る方針

当社は、2023年3月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の業務執行取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上を推進するインセンティブとして機能するよう企業業績に連動した体系とし、個々の監査等委員でない取締役の報酬決定に際しては、各々の職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とします。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員でない社外取締役については、その職務に鑑み、一定の基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の監査等委員でない取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準を勘案した上で、総合的に判断し決定するものとします。

c. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の担当部門等の受注高、売上高および営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給します。目標となる業績の値は、毎年の業績計画と整合するよう設定するものとします。

非金銭報酬は普通株式報酬とし、その数は取締役退任時におけるポイント累計数により決定します。付与ポイント数は、受注高、売上高、営業利益の指標を用い、それぞれの指標の年間目標に対する達成率を、業績係数A・担当業績係数Bに反映させ、それぞれの係数を役位ごとに定められた役位別基準ポイントに乗じて算定します。算定されたポイントを毎年株主総会日に付与することとします。

なお、業績係数Aは、当社全体における営業利益の目標達成率に連動した係数であり、担当業績係数Bは、取締役それぞれが担当する部門等での受注高、売上高、営業利益の目標達成率に連動した係数とします。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の業務執行取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬については、当社業績の変動や担当部門等の目標達成度に応じて算定された金額を業績連動報酬としての賞与とすることを標準とします。

- e. 監査等委員でない取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、監査等委員でない各取締役の基本報酬の額および各業務執行取締役の担当部門等の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員である社外取締役全員に基本報酬額および評価配分決定の方針を提示し、助言を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該助言を尊重して決定します。

なお、株式報酬は、役員株式給付規程に定める算定方法に従ってポイントが付与されるものとします。

②当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定過程

当事業年度においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀が、監査等委員でない取締役の個人別の具体的な報酬額を前記①の方針に基づき決定しております。その権限を代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門において評価を行うには代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀が最も適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、監査等委員である社外取締役の助言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③業績連動報酬に係る指標の目標と実績

当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標は、受注高は100,800百万円、売上高は98,630百万円、営業利益は3,585百万円だったのに対し、受注高は達成率94.3%の95,073百万円、売上高は達成率99.8%の98,422百万円、営業利益は達成率111.3%の3,990百万円となりました。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	株式報酬	賞与
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9 (2)	287 (12)	238 (12)	10 (－)	38 (－)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 (2)	27 (13)	27 (13)	－ (－)	－ (－)
合 計 （うち社外役員）	12 (4)	315 (25)	266 (25)	10 (－)	38 (－)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は9名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2023年3月28日開催の第96回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。
また、上記とは別枠で、2023年3月28日開催の第96回定時株主総会において取締役等への業績連動型株式報酬の額として株式数の上限を年25,000ポイント以内（うち当社取締役分は15,000ポイント、社外取締役は付与対象外。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は6名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年3月28日開催の第96回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額10百万円（うち社外取締役－百万円）が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
永塚 重松	当社以外の兼職先はございません。
上原 小百合	(株)テレビ新潟放送網と当社との間には工事請負契約を締結しておりますが、当社の売上高に占める割合は0.1%未満であり、当社の主要な取引先には該当せず、上原氏の社外取締役としての独立性については、問題ないと考えております。その他兼職先との間には特別な関係はございません。
中田 義直	当社と兼職先との間には特別な関係はございません。
若槻 良宏	当社と弁護士法人青山法律事務所との間には取引関係がございます。その他兼職先との間には特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況および発言状況

社外取締役

氏名	取締役会における出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
永塚 重松	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席し、金融機関での経営者としての豊富な経験・知識を活かし、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことが期待されたところ、その経験・知識を活かし、取締役会では必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。 なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
上原 小百合	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、企業経営者としての専門的見地から、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことが期待されたところ、その経験・知識を活かし、取締役会では必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。 なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

社外取締役（監査等委員）

氏名	取締役会および監査等委員会における出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
中田 義直	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また監査等委員会13回のうち12回に出席しました。 取締役会においては、国税局出身の税理士としての専門的見地から、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことが期待されたところ、その経験・知識を活かし、必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
若槻 良宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに、また監査等委員会13回全てに出席しました。 取締役会においては、弁護士としての専門的見地から、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことが期待されたところ、その経験・知識を活かし、必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65

- (注) 1. 当社の子会社である福田道路㈱につきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な企業価値の向上と更なる事業展開を進めるとともに、健全なグループ経営基盤を維持するため、内部留保の充実を図りながら、経営環境やグループ業績の動向を総合的に勘案して利益還元に努めていくことを基本方針としております。

このような事業環境から、当期の株主配当金は、親会社株主に帰属する当期純利益が当初予想を超えたことや、株主への配当金の基本的な額の見直しなどを行った結果、一株当たり年200円とさせていただきたいと存じます。

なお、上記については、会社法第459条第1項第4号の規定に基づき、2025年2月26日（水曜日）開催の取締役会にて決議しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第98期 2024年12月31日現在	科目	第98期 2024年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	105,433	流動負債	50,004
現金預金	32,849	支払手形・工事未払金等	34,009
受取手形・完成工事未収入金等	62,756	短期借入金	730
販売用不動産	1,634	リース債務	136
未成工事支出金	1,320	未払法人税等	1,658
不動産事業支出金	2,987	未成工事受入金等	6,138
その他	3,926	完成工事補償引当金	238
貸倒引当金	△40	工事損失引当金	92
		その他の引当金	47
		その他	6,953
固定資産	37,380	固定負債	7,402
有形固定資産	26,825	長期借入金	473
建物・構築物	9,182	リース債務	236
機械・運搬具	757	繰延税金負債	521
工具器具・備品	290	再評価に係る繰延税金負債	778
土地	15,837	退職給付に係る負債	2,432
リース資産	330	役員退職慰労引当金	128
建設仮勘定	425	株式給付引当金	408
		役員株式給付引当金	51
無形固定資産	400	資産除去債務	401
リース資産	9	その他	1,969
その他	391	負債合計	57,406
投資その他の資産	10,154	純資産の部	
投資有価証券	5,241	株主資本	82,898
関係会社株式	1,368	資本金	5,158
退職給付に係る資産	2,022	資本剰余金	6,172
繰延税金資産	728	利益剰余金	75,080
その他	1,090	自己株式	△3,513
貸倒引当金	△295	その他の包括利益累計額	1,762
資産合計	142,814	その他有価証券評価差額金	1,855
		土地再評価差額金	41
		退職給付に係る調整累計額	△134
		非支配株主持分	746
		純資産合計	85,407
		負債・純資産合計	142,814

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第98期	
	2024年 1 月 1 日から 2024年12月31日まで	
売上高		
完成工事高	147,341	
不動産事業売上高	5,576	
その他事業売上高	13,671	166,589
売上原価		
完成工事原価	133,686	
不動産事業売上原価	4,015	
その他事業売上原価	11,063	148,765
売上総利益		
完成工事総利益	13,655	
不動産事業総利益	1,561	
その他事業総利益	2,608	17,824
販売費及び一般管理費		10,159
営業利益		7,665
営業外収益		
受取利息配当金	204	
持分法による投資利益	19	
その他	164	389
営業外費用		
支払利息	24	
その他	73	97
経常利益		7,957
特別利益		
固定資産売却益	64	
訴訟損失引当金戻入額	107	
補助金収入	59	
その他	11	242
特別損失		
固定資産除却損	41	
投資有価証券評価損	149	
減損損失	42	
災害による損失	49	
固定資産圧縮損	59	342
税金等調整前当期純利益		7,858
法人税、住民税及び事業税	2,435	
法人税等調整額	51	2,486
当期純利益		5,371
非支配株主に帰属する当期純利益		62
親会社株主に帰属する当期純利益		5,309

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第98期 2024年12月31日現在	科目	第98期 2024年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	71,545	流動負債	33,191
現金預金	22,828	支払手形	215
受取手形	23	電子記録債務	6,968
電子記録債権	1,003	工事未払金等	15,950
完成工事未収入金	39,574	リース債務	36
不動産事業未収入金	0	未払金	523
販売用不動産	1,001	未払法人税等	928
未成工事支出金	1,017	未払消費税	1,305
不動産事業支出金	2,953	未成工事受入金	4,054
材料貯蔵品	42	不動産事業受入金	765
前払費用	87	預り金	2,147
未収入金	2,036	修繕引当金	8
その他	974	完成工事補償引当金	203
固定資産	17,256	工事損失引当金	80
有形固定資産	7,912	その他	2
建物・構築物	2,645	固定負債	2,837
機械・運搬具	13	リース債務	62
工具器具・備品	24	繰延税金負債	219
土地	4,953	再評価に係る繰延税金負債	362
リース資産	87	退職給付引当金	1,182
建設仮勘定	188	株式給付引当金	408
無形固定資産	101	役員株式給付引当金	51
ソフトウェア	59	その他	550
その他	41	負債合計	36,028
投資その他の資産	9,241	純資産の部	
投資有価証券	3,593	株主資本	50,732
関係会社株式	4,266	資本金	5,158
長期未収入金	245	資本剰余金	6,172
前払年金費用	1,072	資本準備金	5,996
その他	310	その他資本剰余金	176
貸倒引当金	△246	利益剰余金	42,914
資産合計	88,801	利益準備金	1,044
		その他利益剰余金	41,870
		固定資産圧縮積立金	9
		別途積立金	36,000
		繰越利益剰余金	5,861
		自己株式	△3,513
		評価・換算差額等	2,040
		その他有価証券評価差額金	1,254
		土地再評価差額金	786
		純資産合計	52,773
		負債・純資産合計	88,801

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第98期	
	2024年 1 月 1 日から 2024年12月31日まで	
売上高		
完成工事高	94,420	
不動産事業売上高	4,001	98,422
売上原価		
完成工事原価	87,783	
不動産事業売上原価	2,785	90,568
売上総利益		
完成工事総利益	6,637	
不動産事業総利益	1,215	7,853
販売費及び一般管理費		3,863
営業利益		3,990
営業外収益		
受取利息配当金	78	
関係会社受取配当金	585	
その他	25	689
営業外費用		
支払利息	7	
その他	39	47
経常利益		4,632
特別利益		
固定資産売却益	39	
投資有価証券売却益	9	
訴訟損失引当金戻入額	107	156
特別損失		
固定資産除却損	32	
投資有価証券評価損	87	
減損損失	18	138
税引前当期純利益		4,650
法人税、住民税及び事業税	1,249	
法人税等調整額	47	1,296
当期純利益		3,353

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社 福 田 組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 石 井 広 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 関 康 広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福田組の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福田組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社 福 田 組

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

石 井 広 幸

公認会計士

大 関 康 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福田組の2024年1月1日から2024年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２４年１月１日から２０２４年１２月３１日までの第９８期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主要な子会社の代表取締役社長との面談を通じての意見交換を行い、子会社の監査役とは監査役等連絡会において意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて報告を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社 福 田 組 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 崎 勝 彦 ㊞

監 査 等 委 員 中 田 義 直 ㊞

監 査 等 委 員 若 槻 良 宏 ㊞

(注) 監査等委員中田義直及び若槻良宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

定時株主総会会場ご案内図

ANAクラウンプラザホテル新潟 3階 「飛翔の間」

新潟市中央区万代五丁目11番20号 TEL:025-245-3333



交通のご案内

新潟駅 (万代口より)

- タクシー利用 約5分
- 徒歩 約10分

高速道路

- 新潟西・新潟中央
各インターチェンジより 約20分
- 新潟亀田インターチェンジより 約15分

佐渡汽船

- タクシー利用 約5分

駐車場について

- ホテル正面に115台のスペースを
ご用意しております。
(30分につき250円をいただきます)
※満車の場合もございます。ご了承ください。
(近隣駐車場との提携はございません)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。